

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡豊丘村大字神稲4099の7・4099の8(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

准看護師試験を次のとおり行います。

令和5年10月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 実施日時
 - (1) 期日
令和6年2月4日(日)
 - (2) 時間
午後1時30分から午後4時まで
- 2 試験場
松本市旭2-11-34
長野県看護協会会館
- 3 試験科目
保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号。以下「規則」といいます。)第23条に規定する科目
- 4 試験方法
筆記試験(マークシート解答方式)
- 5 受験資格
保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条各号のいずれかに該当する者(令和6年3月までに該当する見込みの者を含みます。)
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア 受験願書用紙(受験願書、履歴書及び受験票)
 - イ 受験資格を証明する書類
規則第27条第2号から第4号までに掲げる受験資格を証する書類
なお、令和6年3月までに5の受験資格に該当する見込みの者は、同条第2号から第4号までに掲げる書類については、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出してください。ただし、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあつては、令和6年3月1日(金)午後5時15分までに修業証明書又は卒業証明書を提出してください。郵送による場合であっても提出期限必着とし、提出期限までに修業証明書又は卒業証明書が提出されないときは、当該受験は無効とします。
 - ウ 写真1枚(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載してください。)
 - (2) 試験手数料
試験手数料(6,900円)は、長野県収入証紙(受験願書に貼って、消印しないでください。)により納付してください。
なお、納付した受験手数料は返還しません。
 - (3) 受付期間及び場所
 - ア 出願に関する書類を郵送する場合

(7) 期間 令和5年12月4日(月)から12月8日(金)までの消印のあるもの

(4) 場所 県庁専用郵便番号 380-8570 長野県健康福祉部医師・看護人材確保対策課

イ 出願に関する書類を持参する場合

(7) 期間 令和5年12月4日(月)から12月8日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 場所 長野県健康福祉部医師・看護人材確保対策課

7 受験票の交付等

受験願書を受け付けたときは、令和6年1月5日頃受験票を発送します。受験票は、試験当日必ず持参してください。

8 合格発表

(1) 令和6年3月7日(木)午後1時に長野県庁、県内各保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。

また、令和6年3月7日(木)午後1時以降に長野県公式ホームページに掲載します。なお、電話等による照会には一切応じません。

(2) 合格発表後、合格者には合格証書の送付をもって通知とします。

9 その他

(1) やむを得ない理由により6の(1)のイに規定する提出期限までに修業証明書又は卒業証明書を提出できない場合は、令和6年3月8日(金)午後5時15分までに修業証明書又は卒業証明書を提出してください。

(2) 郵送により受験願書用紙を請求する場合は、切手(願書を1部請求する場合は120円、2部請求する場合は140円)を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号33センチメートル×24センチメートル)を同封して、長野県健康福祉部医師・看護人材確保対策課あて送付してください。

(3) 試験会場の収容人員を超えた場合には、県内在住者以外の者及び県内准看護師学校養成所を卒業した者(卒業する見込みの者を含みます。)以外の者は受験できないことがあります。

(4) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は肢体に障害を有する受験希望者は、受験願書の受付期間内に長野県健康福祉部医師・看護人材確保対策課に申し出てください。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがあります。

(5) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

10 試験に関する問い合わせ先

長野県健康福祉部医師・看護人材確保対策課(電話026-235-7142)

医師・看護人材確保対策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年10月12日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ松代店

長野市松代町西寺尾上高相1214 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町二丁目1番20号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社マツモトキョシ甲信越販売	井浦 康晴	岡谷市赤羽一丁目4番18号
有限会社葛谷本店	倉嶋 秀明	長野市松代町松代524
有限会社シマダ生花	島田 俊仁	長野市松代町松代662-2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3
有限会社シマダ生花	島田 俊仁	長野市松代町松代662-2

4 変更した年月日

平成29年4月1日ほか

5 届出年月日

令和5年8月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年10月12日から令和6年2月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年10月12日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ池田ショッピングパーク

北安曇郡池田町大字池田2855番地 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町二丁目1番20号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	西野 利昭	岡谷市赤羽一丁目4番18号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地
有限会社丸山菓子舗	丸山 明男	安曇野市穂高4537番地

- 4 変更した年月日
平成29年4月1日ほか
- 5 届出年月日
令和5年7月10日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北アルプス地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和5年10月12日から令和6年2月13日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北アルプス地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年10月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
JA信州うえだ国分産業団地
上田市国分80番地 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
信州うえだ農業協同組合
上田市大手二丁目7番10号
全国農業協同組合連合会
東京都千代田区大手町一丁目3番1号
株式会社モリキ
飯山市南町13番地3
三菱HCキャピタル株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
NTT・TCリース株式会社
東京都港区港南一丁目2番70号

- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信州うえだ農業協同組合	眞島 実	上田市大手二丁目7番10号
全国農業協同組合連合会	野口 栄	東京都千代田区大手町一丁目3番1号
株式会社モリキ	錦織 征紀	飯山市南町13番地3
三菱HCキャピタル株式会社	柳井 隆博	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
NTT・TCリース株式会社	成瀬 明弘	東京都港区港南一丁目2番70号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
信州うえだ農業協同組合	眞島 実	上田市大手二丁目7番10号

全国農業協同組合連合会	野口 栄	東京都千代田区大手町一丁目3番1号
株式会社モリキ	錦織 征紀	飯山市南町13番地3
三菱HCキャピタル株式会社	久井 大樹	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
NTT・TCリース株式会社	成瀬 明弘	東京都港区港南一丁目2番70号

4 変更した年月日

令和5年4月1日

5 届出年月日

令和5年7月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年10月12日から令和6年2月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年10月12日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ伊那福島店

伊那市福島201番 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町二丁目1番20号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社北川製菓	北川 浩一	駒ヶ根市赤穂14番329

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号

4 変更した年月日

平成26年12月31日

5 届出年月日

令和5年8月7日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年10月12日から令和6年2月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年10月12日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテUNY高森店

下伊那郡高森町山吹4518 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社アセット・プロパティマネジメント

東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
UDリテール株式会社	片桐 三希成	神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目18番地
株式会社ナガタ	永田 滋弘	諏訪市大字四賀1832-1
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東二丁目4-14
株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町1-32-13

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
UDリテール株式会社	片桐 三希成	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
株式会社メガネのナガタ	永田 滋弘	諏訪市大字四賀2323番地
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東二丁目4-14
株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町1-32-13
株式会社ジョイフル・テン	橋本 一郎	飯田市下殿岡5番地17

4 変更した年月日

令和4年11月21日ほか

5 届出年月日

令和5年8月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は南信州地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年10月12日から令和6年2月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は南信州地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和5年10月12日

長野県消防防災航空センター所長 太田 義 浩

- 落札に係る物品等の名称及び数量
消防防災ヘリコプター 1機
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - 名 称 長野県消防防災航空センター
 - 所在地 松本市大字空港東9030
- 落札者を決定した日
令和5年9月14日
- 落札者の名称及び所在地
 - 名 称 中日本航空株式会社
 - 所在地 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地
- 落札金額
23,100,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
令和5年8月3日

消 防 課